

議案第 80 号

川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

川崎市住居表示に関する条例（昭和 38 年川崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（住居表示台帳等の閲覧又は写しの交付）

第 6 条 市長は、請求があったときは、次に掲げる書類（以下「住居表示台帳等」という。）を閲覧に供し、又は写しを交付するものとする。

- (1) 法第 9 条第 1 項に規定する住居表示台帳（以下「住居表示台帳」という。）
- (2) 第 3 条第 1 項の規定による届出書及び同条第 2 項の規定による申出書（以下「届出書等」という。）
- (3) 第 3 条第 1 項の規定による届出及び同条第 2 項の規定による申出に係る事項を記録した帳簿（以下「受付簿」という。）

2 前項の場合において、市長は、請求に係る住居表示台帳等の一部に川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）第 8 条に規定する不開示情報が記録されている部分があるときは、当該部分を除いた部分につき閲覧に供し、又は写しを交付するものとする。

(手数料)

第7条 市長は、前条の規定に基づき住居表示台帳等を閲覧に供し、又は写しを交付する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 住居表示台帳 1街区につき 350円
- (2) 届出書等 届出又は申出1件につき 300円
- (3) 受付簿 届出又は申出1件につき 30円

2 前項の手数料は、請求の際、請求者から徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 官公署からの請求によるとき。
- (2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

4 既納の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

住居表示台帳等の閲覧及び写しの交付に係る手続を定め、並びに当該手続に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。